

◎新潟県告示第691号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和2年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
10リットル	N04776485～N04776501 N04769710～N04769717	25	新潟県新潟市南区鷺ノ木新田字曾根4740-1 J A新潟みらいしろね北グリーンセンター
20リットル	N04776504～N04776506 N04769718～N04769728	14	
50リットル	N04776507～N04776514 N04769729～N04769731 N04769733～N04769736	15	
100リットル	N04776515～N04776534 N04769737～N04769739 N04769741～N04769744	27	
200リットル	N04776536～N04776539 N04769745～N04769747 N04769749～N04769754	13	
500リットル	N04776541～N04776543 N04769755～N04769762	11	
1000リットル	N04776552～N04776555 N04769767～N04769789	27	